

指導・監督の改正内容

平成28年度第1回「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会」において、貸切バスの運転者に対して行う指導・監督に以下の内容を追加するよう取りまとめられた。

- 初任・事故惹起運転者等に対する20時間以上の実技訓練
- ドライブレコーダーの記録を活用した指導・監督(※)
- 適切な運行管理及び運行指示書に従った運行の重要性に係る指導
- シートベルトの着用の徹底に係る指導
- 緊急時のブレーキ操作の反復的・継続的な実施
- 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法に係る指導

(※指導・監督に必要なドライブレコーダーの要件は、本年8月に「次世代運行管理・支援システムについての検討会」において取りまとめ。)



ワーキンググループでの検討内容及び今後のスケジュール

【検討内容】

事業者における指導・監督の実効性を確保するため、既存の一般的な指導・監督マニュアルに上記の内容を追加すべき内容を検討する。

【スケジュール(予定)】

- 平成28年10月：第3回WG
- 平成28年12月：第4回WG
- 平成29年 2月：第5回WG(マニュアル改訂案の取りまとめ)
- 平成29年 3月：「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会」でマニュアル改訂の報告・了承